

令和4年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和4年5月26日（木）

令和4年第6回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和4年5月26日（木）午後2時00分

茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室4

○ 議事日程

- 第1 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第3 議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について
- 第4 議案第24号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第5 議案第25号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 第6 報告第13号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第7 報告第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について

出席委員

1 番	鈴木	邦夫	君	8 番	廣瀬	正実	君
2 番	原田	勝幸	君	9 番	三橋	清高	君
3 番	高橋	久雄	君	10番	野崎	雅博	君
4 番	石射	祥光	君	11番	阿部	富美	君
5 番	村越	重芳	君	12番	齋藤	和子	君
6 番	遠藤	信行	君	13番	吉田	恵子	君
7 番	小澤	昇	君	14番	石腰	明美	君
区域 1	市川	達夫	君				

欠席委員

11番 阿部 富美 君

事務局職員出席者

事務局長 谷川 広志 君

局長補佐 伊藤 和範 君

午後 2 時 00 分開会

○議長（原田勝幸君） それでは、ただ今より令和 4 年第 6 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

なお、本日は、11 番阿部富美委員より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数 14 名のうち 13 名の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。7 番小澤昇委員、8 番廣瀬正実委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第 1、議案第 21 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件及び 2 番案件を一括して上程いたします。

14 番石腰委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。なお、質疑は報告後一括して行います。

○14 番（石腰明美君） 議案第 21 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について 1 番案件及び 2 番案件を一括してご報告いたします。

～ 1 番案件について内容を説明 ～

申請地は、2 筆、いずれも田、合計 1,164㎡でございます。権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、県遊水地事業に協力するためでございます。今後につきましては、水稻栽培する予定です。

労働力につきましては、本人 88 歳、従事日数 280 日、専業、子 58 歳、従事日数 280 日、兼業、子の妻 53 歳、従事日数 70 日、専業、孫 25 歳、従事日数 40 日、兼業、孫 19 歳、従事日数 20 日、兼業でございます。

～ 2 番案件について内容を説明 ～

申請地は、1 筆、田、合計 813㎡でございます。譲受人、権利の種類、申請理由、作付け予定及び労働力につきましては、1 番案件と同様でございます。

譲受人の現在の耕作面積は、58アールで、当該地区の下限面積は 50アールのため下限面積を満たしています。

いずれの案件につきましても農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。次に事務局より補足説明がございましたか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第21号、農地法第3条の規定による許可申請について報告のとおり許可することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第2、議案第22号、農地法第5条の規定による許可申請について1番案件及び2番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は報告後一括して行います。

1番案件について、4番石射委員より、2番案件について、14番石腰委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。始めに石射委員より報告をお願いいたします。

○4番（石射祥光君） 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請についてのうち1番案件についてご報告いたします。

～ 1番案件について内容を説明 ～

申請地は、2筆、いずれも畑、合計381㎡でございます。

申請目的は、分家住宅です。農地区分は第2種農地、権利関係は使用貸借権の設定でございます。

申請理由としましては、譲受人は、農業経営者である譲渡人の子で、現在、賃貸住宅に住んでおりますが、子供が大きくなり手狭となり、本家の農業の手伝いもしているため、本家の近くで分家住宅を建築するものです。他に適地もなく、日照・通風等隣接農地への影響がないことから、当該地を選定したとのことです。

工事計画につきましては、整地し、汚水は合併浄化槽を設置して浸透枳を介し道路側溝へ接続させます。雨水については、宅地内浸透枳にて処理します。

以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

○14番（石腰明美君）　続きまして、2番案件についてご報告いたします。

～ 2番案件について内容を説明　～

申請地は、1筆、現況畑、26㎡でございます。

申請目的は、駐車場敷地です。農地区分は第2種農地、権利関係は所有権の移転でございます。

申請理由といたしましては、譲受人の社員は、自家用車で出勤し、現在使用している資材置場で工事用の車両に乗り換え、現場へ向かっていたとのことですが、手狭で、資材がたくさん搬入されている時などは道路上に一度駐車していることもあり、危険でした。そのため、現在の資材置き場の向かいにある本申請地を利用し、乗り換えを円滑にすることができると考え申請するものです。

工事計画につきましては、転圧をしたのち、砂利敷きとします。隣地への被害防除につきましては、既存の土留を活かし、土留のない南側につきましては単管パイプ及びコンクリート板を新設します。雨水につきましては、敷地内において自然浸透となります。

以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（原田勝幸君）　ありがとうございました。次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君）　特にございません。

○議長（原田勝幸君）　では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君）　「なし」と認め、採決をいたします。議案第22号、農地法第5条の規定による許可申請について報告のとおり許可することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君）　「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君）　日程第3、議案第23号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について1番及び2番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は報告後一括して行います。

担当区域の推進委員が出席しております。市川委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○推進委員（市川達夫君） 議案第23号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定について、1番案件及び2番案件を一括してご報告いたします。

本案件は、農地の有効利用に努めるため農地法の手続によらないで所有権の移転及び貸し借りを行うもので、茅ヶ崎市が農業経営基盤強化促進法に基づき利用権集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

～ 1番案件について内容を説明 ～

利用権を設定する農地は、3筆、現況畑、合計895㎡でございます。

利用権の存続期間は、令和4年6月1日から令和7年3月31日までで、権利の種類は、賃借権でございます。

～ 2番案件について内容を説明 ～

利用権を設定する農地は、1筆、畑、849㎡でございます。

利用権の存続期間は、令和4年6月1日から令和7年5月31日までで、権利の種類は、使用賃借権でございます。

以上よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。案第23号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第4、議案第24号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について1番案件から4番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は報告後一括して行います。

1番案件及び2番案件については、4番石射委員より、3番案件及び4番案件については、14番石腰委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

始めに石射委員より報告をお願いいたします。

○4番（石射祥光君） 議案第24号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち1番案件及び2番案件をご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が、3年ごとに、納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

～ 1番案件について内容を説明 ～

令和4年5月11日、担当委員1名、事務局2名で、現地調査を致しました。

特例農地12筆の耕作状況をご報告いたします。

5筆、いずれも畑、合計2,552㎡につきましては、ソラマメ、じゃがいも、キャベツ、ネギが作付けされている他、準備中でした。

2筆、畑、合計2,462㎡につきましては、ほうれん草、エダマメが作付けされているほか、準備中でした。

4筆、いずれも現況畑、合計1,065㎡につきましては、ハウスにてほうれん草が作付けされておりました。

1筆、現況畑、671㎡につきましては、準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、テラー、その他一式でございます。

労働力は、本人63歳、従事日数200日、専業、妻63歳、従事日数150日、専業、長男33歳、従事日数150日、専業でございます。

続きまして、2番案件につきまして報告いたします。

～ 2番案件について内容を説明 ～

令和4年5月11日、担当委員1名、事務局2名で、現地調査を致しました。

特例農地2筆の耕作状況をご報告いたします。

2筆、いずれも畑、合計1,016㎡につきましては、一体として耕作されており、タマネギ、じゃがいも、ネギ、ソラマメが作付けされておりました。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、耕運機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人50歳、従事日数150日、兼業、妻54歳、従事日数60日、兼業でございます。

以上、1番案件及び2番案件とも農業経営されていると確認をいたしました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。続きまして、石腰委員より報告をお願い

いたします。

○14番（石腰明美君） 引き続き、3番案件及び4番案件をご報告いたします。

～ 3番案件について内容を説明 ～

令和4年5月12日、担当委員1名、事務局2名で、現地調査を致しました。

特例農地4筆の耕作状況をご報告いたします。

4筆、畑、合計2,002㎡につきましては、里芋、玉ねぎが作付けされている他、秋野菜の作付けに向けた準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人69歳、従事日数300日、専業、妻66歳、従事日数200日、専業でございます。

引き続きまして、4番案件をご報告いたします。

～ 4番案件について内容を説明 ～

令和4年5月11日、担当委員1名、事務局2名で、現地調査を致しました。

特例農地29筆の耕作状況をご報告いたします。

3筆、現況畑、合計1,141㎡につきましては、サトイモの他、ゆずが作付けされていまして。

1筆、畑、42㎡につきましては、サクランボが肥培管理されていまして。

4筆、畑、合計2,778㎡につきましては梅が肥培管理されている他、タラの芽、キュウリ、ナスが作付けされていまして。

21筆、いずれも現況畑、合計4,036.61㎡につきましては、ジャガイモ、タマネギ、ネギ、ニンニクが作付けされていまして。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、耕運機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人62歳、従事日数300日、専業、姉64歳、従事日数50日、兼業、義理の兄71歳、従事日数200日、専業、叔父81歳、従事日数300日、専業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) 「なし」と認め、採決をいたします。議案第24号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長(原田勝幸君) 日程第5、議案第25号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを上程します。

事務局より説明いたします。

○局長補佐(伊藤和範君) 議案第25号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について事務局よりご説明いたします。

本件は、国の通知に基づき、昨年策定した本市農業委員会の令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画が昨年度末にどれだけ達成できたかを点検・評価することとなっているため、提案するものでございます。

1 ページをご覧ください。

Iの農業委員会の状況についてのうち、項番1、農業の概要については、耕地面積や農家数など農林業センサス等各種統計などに基づき、数値を記載してございます。項番2の農業委員会の体制につきましては、注釈に記載してございますとおりです。

2 ページをご覧ください。

IIの担い手への農地の利用集積・集約化については、農業水産課と連携を図ることで、項番1でお示ししているように昨年度は集積率23%となっております。また、実績等につきましては項番2でお示ししているように集積目標が71.5ヘクタールだったのに対し、実績は71.6ヘクタールであり、達成状況としては100%となっております。これらのことから、農業水産課と連携しまして、認定農業者や新規就農者などの担い手の方への利用集積を実施した結果、目標を上回る利用集積ができたと評価をさせていただいております。

次に、3 ページをご覧ください。

IIIの新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございますが、令和3年度の新規参入者は1名で利用権の設定が942㎡でしたので、目標とする新規就農経営体2・目標面積1.0haに対する達成状況は低くなっています。活動実績としましては、委員による圃場の確認や面談への出席を記載しております。評価としましては新規参入する方が有機栽培とし

て就農されるというケースが多く見られることから、隣接する農家等との調整が必要であり、さらには今後の集積を見据えた地域の特性に応じた営農方法の方針が重要ということに記載させていただいております。

続きまして、4ページをご覧ください。

IVの遊休農地に関する措置に関する評価につきましては、昨年度委員の皆様には農地の利用状況調査を実施していただきました管内の遊休農地の面積や目標、活動実績などに基づき評価をしております。結果としまして、昨年度は遊休農地が減少しております。しかしながら、農家の後継者不足や担い手の高齢化などが進む中で、個々の農家の努力や行政の取り組みには限界があるものの遊休農地の発生抑制や解消に向けて引き続き取り組んでいく必要があります。

続きまして、5ページをご覧ください。

Vの違反転用への適正な対応につきましては、令和2年度と変化はありませんが、項番3の活動実績については、事務局に通報が入った転用違反があり、違反の実態を速やかな現地調査を実施することにより確認し、農地所有者へ違反である旨を通達、是正指導を行った結果、農地に復元されたという案件がございましたので記載しております。その他の違反転用につきましては継続的に是正指導を行っていく旨記載しております。

続きまして、6ページをご覧ください。

VIの農地法等によりその権限に属された事務に関する点検については、項番1では農地法第3条に基づく許可事務、項番2では農地転用の許可に関する事務について、それぞれ事実関係の確認や総会等での審議、審議結果等の公表、処理期間などについて記載させていただいております。

続きまして、7ページをご覧ください。

項番3では、農地所有適格法人からの報告への対応、項番4の情報の提供等については記載のとおりでございます。

最後に、8ページをご覧ください。

VIIについては、要望・意見等はございませんでした。

VIIIの事務の実施状況の公表等ですが、項番1、総会等の議事録の公表は、総会での審議過程の透明性を図ることなどを目的として、議事録の作成、また、議事録をホームページに公表をさせていただいておりますし、閲覧ということもさせていただいております。

また、こちらの点検・評価につきましても、今回ご承認をいただけましたら、3の活動

計画の点検・評価の公表にありますように、正式に当委員会の令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価としてホームページにて公表する予定となります。

以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 事務局の説明が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご意見なし」と認め、採決をいたします。議案第25号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、公表することを決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第6、報告第13号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 報告第13号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

案件は、1番案件のみで、転用目的は住宅敷地でございます。

こちらの案件は、届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第13号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第7、報告第14号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 報告第14号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転

用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

案件は、1番案件から14番案件で、転用目的は、住宅敷地のほか、駐車場敷地でございます。

権利関係は、使用貸借権の設定および所有権の移転でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第14号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。それでは、以上をもちまして、令和4年第6回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。ご協力ありがとうございます。

午後2時49分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員